

令和 6 年度第 4 回

立川市国民健康保険運営協議会議事録

令和 6 年 1 1 月 2 5 日（月）

立川市保健医療部保険年金課

令和6年度第4回立川市国民健康保険運営協議会議事録

日 時	令和6年11月25日（月） 午後1時30分～午後3時00分
場 所	立川市役所208・209会議室
出席委員	被保険者代表（5名） 田尻 隆子 西村 徳雄 宮本 直樹 小迫 雅信 藤本 尚子 保険医及び保険薬剤師代表（4名） 多森 芳樹 平田 俊吉 森谷 健一 石原 一生 公益代表（4名） 浅川 修一 若木 早苗 中山 ひと美 黒川 重夫 被用者保険等保険者代表（2名） 吉野 美帆 大塚 智廣
出席説明員	副市長 近藤 忠信 保健医療部長 浅見 知明 保険年金課長 横田 昌彦 健康づくり担当課長 佐藤 良博 財政課長 徳丸 祐豪 保険年金課業務係長 小安 裕史 保険年金課医療給付係長 熊谷 由希雄 保険年金課賦課係長 高橋 定洋
書 記	保険年金課業務係 加藤 亜美

次 第

- 1 令和 7 年度国民健康保険の保険料及び財政健全化計画について（諮問）
- 2 その他

資 料

- 資料 1 立川市国民健康保険の現状
- 資料 2 特別会計への繰出金の現状
- 資料 3 国保新聞（令和 6 年 7 月 10 日号）
- 資料 4 保険料水準の統一に向けた課題
- 資料 5 全国の消費者物価指数の推移比較（R 4、R 5、R 6）
- 資料 6 名目・実質賃金前年同月増減率の推移（R 6）
- 資料 7 消費支出対前年同月実質増減率の推移（R 6）
- 資料 8 東京の企業倒産件数の推移比較（R 4、R 5、R 6）
- 資料 9 財政健全化計画見直し案

令和6年度第4回立川市国民健康保険運営協議会

令和6年11月25日

【保険年金課長】 定刻となったので、国民健康保険運営協議会を始める。

【会長】 これより、令和6年度第4回立川市国民健康保険運営協議会を開催する。
会議の成立要件の確認について、事務局より説明をお願いします。

【業務係長】 (会議成立の確認)

【会長】 会議録署名委員の選任を行う。
(会議録署名委員の指名)
次に、事務局より資料の確認をお願いします。

【業務係長】 (資料を確認)

【会長】 本日は、立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について、市長より諮問がある。

【市長】 立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について（諮問）。

【会長】 市長は、他の公務があるのでここで退席する。
(市長退席)

【業務係長】 諮問文の案を皆様に配付させていただく。

【会長】 市長より諮問を受けた。答申については、来年の1月16日に行うので、皆様の御協力をお願いします。

それでは、財政健全化計画及び保険料について、事務局より説明をお願いします。

【保険年金課長】 財政健全化計画及び令和7年度の保険料について御説明をさせていただきます。

資料1。立川市国民健康保険の現状。立川市国民健康保険加入者の一人当たりの医療費は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少したものの年々上昇を続けており、令和5年度の医療費の額は、一人当たり37万5,759円。

一方、それらの医療費を賄うための保険料だが、平成31年度までは、ほぼ毎年保険料の改定を行っていたが、令和2年度から令和6年度の5年間は、新型コロナウイルス感染症や、歴史的な物価高騰による市中経済や市民生活への深刻な影響を鑑み、平成31年度水準に保険料を据え置いている。

そうした結果、法定外の繰入金は、平成31年度の額、約4億6,000万円から令和5年度の額、約14億1,000万円へ、その差は約9億5,000万円と大幅に増加した。令和6年度の保険料も、料率は据置きとなっており、令和6年度の決算ベースではもう少し差が開き、増加額は約10億円になる見込み。

資料2。特別会計への繰出金の現状。一般会計から特別会計への繰出金の総額は、令和5年度の決算額で約88億円、国民健康保険事業への繰出金は約24億円と全ての繰出金の約28%を占めており、最も大きな割合となっている。

国保事業の法定の繰出金を含めた繰出金全体の経常一般財源に対する割合は、令和3年度以降増加傾向にあり、令和5年度の決算ベースで約5.3%、そのうち、法定外繰出金の割合は約3.1%で、それぞれ過去10年間の中で最も高い割合となっている。

資料3。7月10日号の国保新聞の記事。国は、平成30年度の国民健康保険の都道府県化以降、各都道府県単位での国保保険料の水準の統一を目指しており、令和15年度までの移行を目指しつつ、遅くとも令和18年度の保険料算定までの移行を目標とすると、昨年策定した保険料水準加速化プランに新たに明記した。

資料4。内閣府の経済財政諮問会議の資料。この保険料水準の統一を行うに当たって発生する様々な課題について記載した資料で、このうち③の各市町村の取組に関する課題の欄に赤字の解消がある。

保険料水準の統一が図られると、各都道府県の保険料の算定には、その都道府県の標準保険料率が適用されることとなる。しかし、この標準保険料率というのは、法定外繰入金を組み入れない形の料率となっているため、現在、それぞれの自治体において決定している実際の保険料率と比べ、かなり高い料率となっている。

現在、各市町村は、段階的に法定外繰入金の解消を進めているが、今回、国が保険料水準の完全統一の目標年度を定めたことにより、今後はその期限を念頭に置きつつ、法定外繰入金の解消を進めていかなければならないという状況である。

次の資料５から資料８までは、市中経済や市民生活の状況を示した資料である。

資料５は、全国及び東京都区部の各年度の消費者物価指数の推移比較で、物価は年々上昇を続けている。

資料６は、令和６年度の実質賃金を前年度の同月と比較して増減率を算出し、月ごとにその推移を見ていった資料。１月から３月までは前年度比のマイナス幅も増加傾向にあったが、４月以降は年々縮小傾向となり、直近の９月ではマイナス０．１％とほぼ前年並みの水準となった。

資料７は、消費支出を前年度と比較し、月ごとにその推移を見ていった資料。

１月は、対前年度比でマイナス６．３％と大幅なマイナスとなっており、その要因は、自動車等関係費や設備修繕費等、金額の大きなものの支出が控えられていたほか、暖冬等の影響で、電気代やガス代も前年に比べ支出が少ない結果となった。

一方、２月以降は対前年度比マイナス１％程度で推移しており、外食などの項目が増えている一方、自動車の購入等高額な支出は、引き続き支出が控えられている状況。

資料８は、東京の企業倒産件数を月ごとの推移で見ていった資料。

企業の倒産件数は、ここ３年間、毎年増加を続けており、倒産件数が前年度と比べて増えている業種は、情報通信業、小売業、建設業。

最後に、資料９。資料１から資料８までのそれぞれの資料で示した立川市の国保財政の状況、国が進める方向性、また、市中経済の状況等を踏まえ、立川市の財政健全化計画の見直し案を示した。

今回の見直しのポイントの１つ目として、赤字削減の目標額の変更である。現計画の赤字削減の目標額は、令和２年度の決算ベースの赤字額５億８，０００万円としていたが、この４年間で赤字額は約９億５，０００万円の増加となっているため、新たな目標額として、令和５年度の決算ベースの赤字額１４億１，０００万円としたいと考えている。

２つ目として、実現可能な１年当たりの赤字削減額の設定である。国は、保険料水準の完全統一について、移行の期限を令和１８年度と今回定めた。この保険料水準の統一案は、その期限内に赤字額である法定外繰入金を削減していった場合の表となる。１年当たりの削減額は約１億１，７００万円となり、一人当たりの保険料増加額は１年当たり

3,100円となる。

立川市見直し案は、今回、2つの激変緩和策を講じている。

1つ目は、保険料水準統一案から計画期間を3年間延長している点である。保険料水準統一案では、計画期間が短く、1年当たりの保険料増加額が3,000円を超えている。

立川市においては、平成28年度から平成31年度にかけて保険料の改定を行っているが、そのときの一人当たりの保険料増加額は平均で2,942円である。今回、保険料水準の統一案では、そうした実績を超えた引上げ幅となってしまうため、立川市見直し案では、計画期間を延長することで引上げ幅の縮小を図り、1年当たりの増加額を2,500円としている。

2つ目の激変緩和策は、1年目（令和7年度）の赤字削減額を2年目以降の削減額の半額とすることである。2年目以降の1年当たりの赤字削減額は約9,700万円だが、1年目はその半額の約4,900万円としている。その結果、令和7年度の一人当たりの保険料の増加額は2年目以降の半額の約1,300円となっている。

最後に、以上の財政健全化計画の見直しに伴う令和7年度の保険料率についてである。資料下段の令和7年度保険料案で、令和7年度の保険料を所得割と均等割で配分したパターンを示しており、所得割は令和6年度から0.11%増加して10.62%、均等割は400円増加して5万8,700円としている。

また、賦課限度額は、国が令和7年度も法定上限額を引き上げる方針を示していることから、その増加幅に基づき、立川市も医療給付費分を1万円、後期高齢者支援金分を2万円引き上げている。

【会長】 本日の進め方だが、事務局より説明を受けた資料等についての質疑応答を行い、次に、事項に対する審議を行いたいと思うが、よろしいか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】 それでは、資料及び今の説明に何か質問はあるか。

【A委員】 資料3と資料4の国保料水準の統一で、どこまで国の意向に沿って進めなければならないのか教えていただきたい。

今も物価高騰で大変である。最後に見直し計画案が出されたが、市としても3年間、先

延ばす考えだということだが、もう少し緩くてもいいのかなと私は思う。

【会長】 事務局、お願いします。

【保険年金課長】 結論から申し上げますと、こちらは、あくまで国が示した目標である。ただ、国は、保険料水準の統一を図る以前に法定外の繰入金を各区市町村の方で解消するよう通知を出しており、国の念頭に置くスケジュールで示したものが、保険料水準の令和18年度の目標期限ということである。

大阪府と奈良県については、もう令和6年度で完全統一がなされている。それ以外で、令和9年度は滋賀県、令和11年度で福島県と大分県、令和12年度で北海道、青森、埼玉、福井、山梨、兵庫、和歌山、高知、佐賀、熊本、令和12年度から17年度で広島県、令和15年度で群馬県、令和18年度では神奈川県と香川県である。

ただ、東京の近隣の千葉県は、現在、納付金ベースの統一は進めているが、完全統一については段階的に進めるとしている。また、東京都も、完全統一は段階的に進めるということで、終了の期限は示していないというのが現状である。

【会長】 ほかに御質問はあるか。

【B委員】 資料の2、特別会計への繰出金の現状、国保事業会計への拠出額の割合のところ、令和5年度が5.3%ということで課長からご説明いただいた。

これは資料1の法定外繰入金の推移で、増加額が14億に増えているのがそのまま比率として上がっているのか。その前まではずっと3%台が続いているようなので、法定外繰入金が令和4年度から上がってきているために、国保事業会計への繰出金の割合が増えていくという解釈でいいのかというのが1点。

もう1点が、一方で一般会計から繰入れということで、税収の見通しは今後どのようになるのか、お答えいただきたい。

【会長】 事務局、お願いします。

【保険年金課長】 国保事業会計への繰出金の経常一般財源に対する割合の推移だが、令

和３年度からぐっと上がってきている状況。分母と分子を見ていくと、分母の経常一般財源の推移は、令和２年度までは、ほぼ前年と変わらないような感じで来ているが、令和３年度から４年、５年と徐々に増えてきている状況。

一方、国保事業会計の繰出金、うち法定外繰出金の推移では、経常一般財源の令和３年度以降の増加を上回る勢いで繰出金が増えており、結果として、その相対的な比率も３年、４年、５年と上がってきている結果となっている。

【会長】 税収の見通しをお願いします。

【財政課長】 税収の見通しというところで、市税について、次期基本計画で、令和７年度から１１年度までの計画があり、そこで示している試算は、直近のＧＤＰの増加率の予想ということで出しているが、おおむね０．５％増加ということで、令和６年度、本年度の決算が見込みとして４１０億円程度なのだが、それが、令和１１年度で４３０億円ぐらいまで上がるのではないかとこのように今のところ見通しを持っている。

【会長】 ほかに質問はあるか。よろしいか。

それでは、質問は以上とし、各委員より財政健全化計画及び保険料について御意見をいただきたいと思う。

【Ｃ委員】 資料９で、令和７年度の保険料案というのが、均等割がプラス４００円で、所得割がプラス０．１１％となっている。

今、生活や暮らしが大変な中で、所得の低い方ほど均等割が上がってしまうと、大変厳しい状況になるのかなと思う。もう少し配分を所得割のほうでカバーするような考え方の資料の提供をお願いしたい。

【会長】 事務局、お願いします。

【保険年金課長】 今回示した案は、これありきということではなく、所得割と均等割で分配した場合、どれぐらいの金額になるかということで示させていただいた。

次回１２月の会議の中で、所得割を１，３００円、令和７年度に引き上げるパターンとい

うのを別途お示しして、お配りさせていただきたいと思う。

【会長】 ほかに御意見はあるか。

【A委員】 財政健全化の計画についてだが、国が示しているところを3年延ばすということだが、もう少し延ばしていただけたらどうかと思う。

税金から繰入れということが言われるが、働いている方もいずれ国保に加入するという点で、本当に加入しやすい、払っていける水準に抑えていくということは、いずれ働いている方も恩恵を受けることであり、繰入れをする意味が、私は非常にあると思っているので、計画をもう少し緩やかにお願いしたい。

特に物価高騰で、非常に見通しが立たないところもあるので、ぜひ検討をお願いしたい。

【会長】 保険料水準統一案で、事務局は15年案を出している。それを反映した来年度の保険料で、所得割と均等割の割合をどのようにするのか。

まず、その前段として、その計画が15年でいいのか。それから、割合の問題があるが、意見をお願いする。

【D委員】 所得割と均等割の配分で、所得割を増やすということについて、所得のある方は税金もたくさん払っていて、さらに所得割もたくさん払うということは、不公平感がある。生活が苦しい方を考えるということはすごく大事だが、きちんと働いている人たちにとって不公平感のない負担割合というのを検討していただきたいと思う。

【会長】 D委員は、所得割と均等割をどのような割合にしたらいいと思うか。

【D委員】 割合や数字は、計算の仕方が分からないので詳しいことは言えないのだが、国保自体が皆さんで支えているということを踏まえると、所得割だけを増やして均等割を上げないという選択肢はないのかなと思う。

【会長】 ほかに意見はあるか。

【E 委員】 今、D 委員から意見があったが、私も同じ意見である。令和 7 年度の保険料案で約 6 割の方は均等割の軽減対象になっており、実際の増加額は一人当たり 1 2 0 円から 3 2 0 円である。不公平のない負担割合というのに賛同する。

ただ、均等割の配分に関しては考えられることがあるのであれば、考えてもいいのかなと思う。

【会長】 先ほど A 委員から、計画案で出されている 1 5 年をもう少し延ばしたほうがいいのではないかという意見もあったが、それについて異なる意見をお持ちの方はいるか。

【B 委員】 様々な諸環境を考えればという A 委員の御意見は、それもあるかと思う。一方で、将来の世代の方々に負担をお願いするのが本当にいいのかということを、私はやはり慎重に考えるべきであろうと思う。

今回、見直し案で、当初の年でいけば 3, 1 0 0 円から 1, 3 0 0 円ということで、3 分の 1、4 割ぐらいになるという形だが、これも、もう少し可能な限りで負担を多く、なるべく将来の方々に負担を残さない方法を考えていくのがここにいる皆さんなのかなと私は思う。

【会長】 ほかに御意見はあるか。

【F 委員】 今の話で、1 5 年案で赤字というのは全部消えるものなのか。

【会長】 今、御意見を頂戴する時間だが、重要なことなので、事務局、お願いする。

【保険年金課長】 1 2 年案にしろ、1 5 年案にしろ、その期間で赤字が解消されるのかという質問だが、財政健全化計画というのは、国のほうから各区市町村で計画を立てるようにとされているものである。

決算ベースでも予算ベースでもいいのだが、その市の抱えている赤字額について、均等的に何年間で削減していくという計画になっている。市によっては、金額ではなく、標準保険料率を定率的に上げていくという市もある。

この計画に基づいて 1 5 年同じ金額でやっていったときに赤字が解消されるのかという点だが、これはあくまで目安である。

歳出と歳入の決算が毎年あり、その赤字部分が５億８，０００万円であり、１４億１，０００万円であるということである。歳出と歳入が全く同じ条件であれば、今現在の決算ベースの１４億１，０００万円が赤字額として発生するというのがこの計画である。

今国保の被保険者数というのは、どんどん減っている。一方で、一人当たりの医療費というのは、右肩上がりになっている。加えて、国のほうで各種補助金もあるが、毎年、補助金額も変わってくる。

不確定要素というのは、いろいろあり、それを全て加味して計画を立てるというのは不可能である。あくまで、その一定の時点の赤字額を定期で返済していった場合というのがこの計画になるので、今、１５年計画だが、恐らく５年ごとぐらいには見直しを行わないといけないだろうと思っているところである。

【会長】 本日の資料９だが、もう一つ、賦課限度額、国に合わせて医療給付費分を１万円、それから後期高齢者分を２万円引き上げるという案になっているが、これについて御意見はいかがか。

【Ａ委員】 その部分については、私は賛成で、応分の負担ということでは、理解できていると思っている。

次の資料でできれば出していただきたいのが、２６市の中で賦課限度額の割合の状況がどのように違うのかということである。あまり開きがあるのだったら、２万円と言わず、所得の多い方にはやっぱりそれなりの負担をと思っている。

【会長】 ほかに御意見はあるか。

【Ｄ委員】 賦課限度額を上げることは、国の方針としてやむを得ない部分があるかと思うのだが、この部分を上げたことによってどれだけ保険料収入が上がるのかということが、微妙なところだと思っている。実際に、この賦課限度額に引かかる人というのが、国保のニュースを見ると、全国平均で１％とか２、３％とかだったので、それを考えると、取れるところからたくさん取るという方針で、果たして満足していいのかという問題があると思う。

これを保険料の財政の健全化の一つのツールとして考えることで満足感を生んでしまっ

て、結局、赤字が解消しないということでは意味がないので、そのところはしっかり考えていただいたほうがいいかなと思う。

【会長】 事務局、この限度額を引き上げた場合の影響額について、今、分かるか。

【保険年金課長】 運営協議会で、過去2年間、2万円ずつ引上げをしている。去年は、立川市の独自減免ということで、未就学児の均等割を、国のほうで5割減免しているが、残りを市のほうで減免するというときに、その部分の相対の財源というところで、去年は後期高齢者支援金分を2万円引き上げた。その前の年は医療給付費分を2万円引き上げている。未就学児の減免を行うに当たって、1,000万円ぐらいだったかと思うのだが、その部分が賦課限度額の2万円でちょうどペイできるという説明をしたので、大体2万円引き上げると、1,000万円前後ぐらいの金額が変わってくるというように御理解いただけるとよろしいかなと思う。

【D委員】 ありがとうございます。

【会長】 限度額に限らず、今日出た資料、あるいは説明の中で意見はあるか。

【C委員】 これまで料率を決めていくときに、各モデル世帯の負担という表が出てきて、それがとても私は分かりやすいと思ったので、そういう資料をぜひお願いしたい。

【会長】 来月の本会議では、皆様お一人お一人から御意見を頂戴したいと思う。

財政健全化の期間を12年でもいいのか、15年でもいいのか、さらに延ばすのかということ、それから、仮に引き上げる場合に、保険料均等割と所得割の負担割合をどうするか、それから、賦課限度額を事務局案のように上げるかどうか、いろいろ課題がある。来月、御意見を頂戴したいと思う。

次回も引き続き、財政健全化計画及び保険料について審議するので、本日使用した資料は忘れずにお持ちいただくようお願いする。

それと、資料請求があった。本日の令和7年度保険料案で、均等割と所得割の比率を変えたモデルが1つ、次に、他市の賦課限度額がどうなっているかという資料、そして3つ

目、モデル世帯を設定して引き上げた場合に保険料がどのようなになるか、これを事務局のほうで作成していただきたいと思います。

それでは、最後に、その他として事務局から何かあるか。

【業務係長】 次回、第5回は12月18日水曜日、場所は1階の101会議室で開催を予定している。第6回は、令和7年1月16日木曜日の開催を予定している。

【会長】 それでは、本日予定された議題は以上となるので、国民健康保険運営協議会を終了する。

—— 了 ——